

平成29年11月29日

渋川市議会議長 須田 勝 様

リベラル 渋川  
代表 南雲鉄一

### 調査報告書

調査の結果を下記のとおり報告します。

記

#### 1 調査事件

(1) 第12回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路

#### 2 調査の経過

姫路市文化センターで開催された「第12回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路」に参加することに決定し、篠田徳壽、南雲鉄一、平方嗣世、田邊寛治の4人が平成29年11月15日に出発し、17日に帰着した。

#### 3 調査の概況

(1) 基調講演 議会改革の実績と議会力の向上 -政策創造の立法部を考える-

講演者：明治大学名誉教授 中村 章 氏

##### ア 変わる地方議会-議会基本条例の10年

①都道府県議会=30件 (63.8%)

②市議会

平成23年=158市 (19.5%)、平成24年=222市 (27.4%)、

平成25年=322市 (39.7%)、平成26年=401市 (49.3%)、

平成27年=444市 (54.6%)

③特別区=2件 (8.7%)

④町村=239件 (25.8%)

##### (ア) 議員提出条例案件の実績

①議員提案条例 (平成18年～平成27年平均／年)

新規=1.7件、改正=2.0件、廃棄=2.3件

②条例の制定-議員提出案件の状況

◇平成26年議員提出条例案 (71市)=104件 原案可決=52件 (50%)

◇平成27年議員提出条例案 (65市)=95件 原案可決=42件 (44%)

③党派性・会派色と否決事案

##### (イ) 議会基本条例の意義と成果

①議会基本条例の評価

◇他の国にない試み

◇議会に関する意識、認識、知識の深化

- ◇議会内組織の再検討（反問権など）
- ◇議会活動の活発化（議会報告会など）

## ②議会条例の課題

- ◇法律文と判決文の問題-「です」「ます」調に変更
- ◇議会内部の改革
- ◇完全燃焼症候群（作ることで終り）

## イ 改革から政策創造へ-人口減少と地域振興

### （ア）国内人口の推移と政策展望

- ①2010年的人口=1億2800万人  
→2030年には=1億1600万人
- ②2030年には人口の3分の1が65歳以上  
→2030年の高齢者人口=350万人  
[7%（1970年=高齢化社会）]、[14%（1994年=高齢社会）]
- ③生産年齢人口が減少→国内生産が低下

### （イ）予想される人口減少と自治体の対応

- ①2025年問題→団塊世代（750万人）が75歳に=5人の一人が75歳以上
- ②2040年問題→増田レポート=人口が1億728万人（対2010年=マイナス16.2%）

## （ウ）連携中枢都市構想の背景

- ①人口減少（少子化と高齢社会）
- ②1000兆円の赤字
- ③持続可能な発展
- ④対応策→自治体単独では無理、合併は終わり
- ⑤行政体制の整備→協働と連携
- ⑥信頼関係にもとづく連携協約
- ⑦権限委譲とやりやすいところからスタート

## （エ）連携中枢都市圏構想の登場

- ①連携中枢都市圏構想への準備
  - 2014年国交省→「国土のグランドデザイン2050」  
(コンパクト+ネットワーク)
  - 2014年経産省→「都市雇用圏」  
(都市振興策、243自治体)
  - 2014年総務省→「地方中枢都市圏」

- ②2014年12月閣議決定「まち、ひと、しごと創生総合戦略」統合
- ③2015年「連携中枢都市圏構想」出現

## （オ）連携中枢都市圏構想の輪郭

- ①連携協約→1対1の協約
- ②財政処置→特別地方交付税など
- ③信頼関係が問題
  - 広島市=市長が手紙→課長級検討会議、年2回
  - 福山市=経済成長関連アンケート調査  
(圏域事業者、住民対象)

④福山市=事務局体制（専任7名、10回会議）

→事務レベル（幹事会）

⑤議会も信頼拡大に努力

(カ) 連携中枢都市圏構想の問題点

①連携市町村の見方→中心都市の利益

②中心都市の悩み→将来、連携自治体が負担

③人口流出防止ダムの建設→小東京の出現

④首都圏整備法の失敗（S.31）→既成市街地、緑地帯、衛星都市

⑤潜在するタテ割り行政

⑥錯綜する政策→定住自立圏、地域おこし協力隊、地方創生交付金

ウ 地方議会のこれから—防災と政策創造

(ア) 議会の防災業務への積極的対応

①現行制度=災害対策基本法

②法40、42条=地域防災計画の策定

◇自己完結、議会が出てこない計画

③自治法96条2項—議決事件

◇757市（93.1%）=総合計画、職員数

④防災政策と議決事件の活用

エ 地方議会の政策チェック—防災対策の再検討

(ア) 業務継続計画の未整備

[H.27=635件（37%）→H.28=730件（42%）]

①首長不在の代位順位

②代替庁舎の特定

③電気、水、食料の確保

④通信手段の維持

⑤行政データのバックアップ

⑥非常時優先順位リスト

(イ) 指定避難場所の欠陥

[指定避難場所に残る課題]

①43%未整備／緊急避難場所との混亂

②食糧、厨房設備、TV、空調、充電

③避難場所の鍵（熊本での事例）

④避難誘導（未知の経験）—消防団員（80%）、職員（75%）

(ウ) 議員活動—危機情報の啓発

①啓発情報—不特定多数、長期、印刷媒体

②警戒情報—地域特定、短期、携帯、広報車

③緊急情報—◇エアメール、緊急速報=95.1%

◇防災無線=79.8%

◇ホームページ=78.1%

◇フリーダイヤル=23.7%

◇登録制=60.2%（10%）←議会の啓発活動

## オ 地方議会の政策展望—電子政府への試み

### (ア) エストニアの経験

- ①デジタル5→韓国、イスラエル、イギリス、ニュージーランド、エストニア
- ②シリコン国家ースカイプの開発
- ③131万人口（94%が保有）
- ④パスポート、保険証、免許証、処方箋、定期券

### (イ) 電子投票の試み

- ①2005年、世界初の電子投票（34%）
- ②自宅パソコンにIDナンバー、2つの暗証番号
- ③投票期間→1週間、最終票が確定票
- ④日本の問題
  - ◇読みにくいナンバー ◇手書きの失効期限
  - ◇インセンティブ不足、 ◇アナログ（郵便、本人確認）

### (ウ) これからの議員像

- ①国・首長に立ち向かう議員
- ②“Look Around”=外部志向のつよい議員
- ③ICTを駆使できる議員
- ④勉強する議員、族を目指す議員
- ⑤昔を振り返らない議員

## （2）【パネルディスカッション】「議会改革をどう進めていくか」

コーディネーター：毎日新聞論説副委員長 人羅 格 氏

パネリスト：駒澤大学法学部教授 大山 札子 氏

：東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之 氏

：同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授 新川達郎 氏

：姫路市議会議長 川西 忠信 氏

### ア 議会改革を議会の中だけで終わらせないために [大山 札子 氏]

#### (ア) 地方議会の危機的状況

##### ①なり手不足と投票率低下

県議会及び町村議会では無投票当選が約2割。市議会でも無投票が徐々に増加  
政令指定都市を除く市議会選挙の場合 0.4% (1955年) → 3.6% (2015年)  
候補者が定数+1の選挙も増加中

統一地方選挙の投票率は2015年まで4回連続して過去最低を記録

市区町村議会議員選挙 47.3% 都道府県議会議員選挙 45.0%

##### ②議員構成の偏り

女性・若者の過少代表、職業分布の偏り

#### (イ) 議会の改革意欲は住民に届いていない?

すでに市区議会の半数以上が議会基本条例を制定している。しかし、住民の議会イメージはそれほど改善していない。

相変わらず、議員定数削減と経費削減ばかりが改革の目的とされる現状

なぜ、改革意欲は住民に届かないのか？

議員間討議や一問一答形式の導入は重要な改革だが、議会内部の手続にすぎない。

情報公開を推進しても、中身に興味をもってもらわなければ効果が薄い。

議会基本条例と自治基本条例の関係？

議会は住民自治の「現場」であるはずなのに。

#### (ウ) 選挙制度の改革も視野に

議会が変わったことをアピールするには選挙制度の改革が有効

##### ①現行制度の問題点

政令指定都市議会…2人区から20人区までの選挙区で、性格の異なる選挙が同時に行われている。

政党間の不公平の原因にもなる。

その他の市議会…個人中心の選挙が継続。大規模な市では有権者の1%以下の指示でも当選できる。参入障壁の低い選挙

#### (エ) 選挙制度改革の論点

##### ①二元代表制との関係

戦後、首相公選制が導入され、自治の枠組みは大きく変わったが、選挙制度は不変  
二元代表制下の議会選挙のあり方が本格的に検討されたことはない。

二元代表制下における議会では多数派形成の必要性は低い。

首長が住民全体の代表であるならば、議員は地域代表なのか？利益代表なのか？

##### ②国（国政政党）との関係

1994年に衆議院の選挙制度が大幅に変更されたにも関わらず、地方選挙制度は不变  
地方議会も政党本位、政策本位の選挙制度に改める必要があるのではないか？

比例代表制の導入

政党化が困難な小規模自治体では制限連記制も候補となる。

##### ③議員の多様性の確保

（参考）神奈川県秦野市議会基本条例

第8条 議会は、第3条に規定する活動原則に基づき、開かれた議会となるよう次に掲げる環境の整備に努めるものとする。

(1) 男女が等しく議会に参画し、政策等を提案する機会を確保することができる環境

(2) 性別、年齢、職業、思想信条、障がいの有無にかかわらず、市民が議会に議員として活動することができる機会を得ることができる環境

#### (オ) 議会活動を住民にとって魅力のあるものにするには？

地方分権改革により、首長の権限が拡大され、チェックの重要性は増している。

議会はチェック機関としての役割を果たすべきだが、それだけでは足りない。

政策をつくる地方議会へ

首長との権限配分の見直し

議案提出における賛成者要件（定数の12分の1以上）の見直し

議員提出議案への審議時間割り当て

住民との連携による政策づくりの試み

長野県飯綱町の議会政策サポーター制度

## イ 議会改革をどう進めていくか [金井 利之 氏]

### (ア) 議会基本条例について

- ・議会基本条例の制定という形で、目標が目に見える状態になっていることは、議会・議員・議会事務局として、具体的に取組み事項が分かりやすくなっているメリットはある。(目標の具体化)
- ・もっとも、それゆえに、議会基本条例の制定それ自体が目標となり、「仏作って魂入れず」という状態になりやすいとも言えよう(目標の転移・自己目的化)。
- ・その結果、議会基本条例を制定する動きは広がる一方ではあるが、議会・議員に対する住民からの信頼が向上するというわけでもなければ、議会の機能が強化されるというわけでもない、ということになりうるだろう(形骸化)。
- ・議会改革とは、結局は、首長との権力闘争である。首長との権力闘争に勝てない限り、議会は常に首長によって「悪者」になるか、首長に協力する「引き立て役」になるかのどちらかである。議会基本条例によって、首長との権力闘争に勝てるかといえば、限界はあろう(権力闘争という本質)

### (イ) 議会改革の論点

- ・政務活動費問題の解決のためには、議員に現金をさわらせないことが必要である。議員が支出の必要のある時には、業者からの見積もり・納品・請求書によって、議会事務局が支出の適否を判断したうえで、議会事務局または執行機関から支払うべきである。
- ・関連して、議会経費に関しては、議事機関としての議会が執行し、さらに、住民監査請求・住民訴訟の対象となるべきである。
- ・所詮は、議会改革とは権力闘争であり、いくら上品な改革を誠実に行っても、住民からの信頼を勝ち得ることはできない。住民は、腹の底では信頼していなくても、権力さえあれば、「信頼しているかのごとく」に期待して振る舞うものである。権力闘争に勝利することが重要である。
- ・その意味では、議会が予算審議を徹底的に行い、事実上、予算査定をするくらいの労力を掛けることが不可欠である。しかし、そのような意志と能力のある議会はないだろう。もっとも、議員も首長に当選すれば、難なく予算査定が出来るのであるから、議員の個々人の資質・能力がないというわけではない。議会という護送船団システムの問題である。
- ・議会不信が平然と表現されるのは、議会・議員に権力がないからである。その意味では、議会不信があること自体は、むしろ健全であるといえよう。議会不信が表面化されない自治体は、いわば、「議会のドン」が自治体を牛耳っている自治体であり、むしろ、最悪であるといえる。その意味では、議会不信が表明されている状態を、もっとポジティブに位置づける必要がある。
- ・議会改革で注目するような先進事例はない。そもそも、「先進事例」という、右肩上がり的発想からは、そろそろ脱却すべきである。

### (ウ) 地方議会の将来

- ・議会の立法機能などは期待すべきではない。議員提案の政策条例など、ほとんど役に立たない抽象的・理念的なものになるに過ぎない。むしろ、予算こそが議会の権力闘争の主戦場である。

- ・議会に多様な人材を惹き寄せるには、議会の権力を高めることが一番である。報酬など勤務条件で惹き付ける方策はないではないが、それよりは、権力欲求（やりがい・社会的承認・名誉）に訴えかける方が政治家としては、健全であろう。
- ・但し、議員も霞を食って生きているのではないので、適正な報酬は必要である。現状では「なり手不足」になっているということは、勤務条件があまりにも悪すぎる「ブラック労働」だからである。ボランティア（名誉職）論や町村総会論は、机上の空論でしかない。また、一定の人数がいなければ、議員活動の総量は低下するのを避けがたい。議員活動の総量は、結局、人数×時間でしかないからである。議員活動の総量を確保しなければ、住民からは議員活動は見えず、それゆえに「何もしていない」→「それゆえに無駄である」→「それゆえに削減すべきであろう」、という負のスパイラルを避けられない。議会・議員と住民の距離感は、結局のところ、議員活動の総量次第である。
- ・日本では立候補をすることによって失われるものが、あまりに多すぎる。仮に当選しても、終身雇用が保障されるものでもない。そもそも、落選のリスクがある。結果的には、リスクを負わない世襲・地縁的な家業としての政治屋か、年金生活者か、自営業者しか、あるいは、リスクをものともしない一発屋しか立候補できない。極めて不健全である。

本来、そのような個人のリスクを分散するのが、政党の役割であるが、残念ながら組織政党を構築することは日本ではできない。選挙制度改革でも政治資金（政党助成金など）でもできなかった。従って、政党に期待することはできない。

- ・被選挙権年齢の引き下げは必要と思われる。18歳ないし22歳の若者が、高卒・大卒後のキャリアを考えるときに、被選挙権が引き下がっていれば、大きな選択肢になる。但し、4年に1回なので、星の巡りの運不運がある。
- ・議会が住民参加の工夫をしないと、首長側に対する劣位は避けられないだろう。
- ・選挙制度改革などの選挙工学も、国政での失敗を見れば、有為な人材を集めることにも（例、チルドレン問題）、政党本位の政治を実現することにも（例、新党ブームと破裂、政党身売り・離合集散問題）、全く役立たないことは自明である。
- ・議会基本条例を制定していない自治体で、特に議会基本条例を制定するという形を目指す必要はない。むしろ、重要なのは、何を為すべきか、という本質論である。
- ・議員の活動状況を透明化するように、業務日誌などを公開することを期待する。勿論、ツイッターなどが「ウソ発見器」になることは有り得るが、公開できないような活動はやらなくてよいのである。
- ・議員は行政職員を使いこなす必要がある。議会事務局の強化をすることは、ある程度は必要であるが、執行機関と並ぶような組織強化は有り得ない。むしろ、行政職員は、首長と議会という政治機関が共同決定したものを実行する補助機関であり、単に執行機関（＝首長）の補助機関と位置づけるべきではない。

#### ウ 議会基本条例と議会改革の展望 [新川 達郎 氏]

##### （ア）議会基本条例と議会改革の現状と課題

- ・議会基本条例は議会改革に結びついているか
- ・議会改革の成果の検証は十分か、議会基本条例の理念が生かされているか

- ・形だけの議会基本条例になっていないか
  - ・計画的にかつ具体的な改革に結びつける努力がされているか
- (イ) 議会改革でとりわけ重点を置くべきと考える分野と論点
- ・議会審議の充実、住民参加の実践などでは、改善の余地が大きいのではないか
  - ・住民参加の観点から地方議会を考える：伝統的な議員が住民代表的な観点からの卒業
  - ・執行機関による住民参加に対応した議会の住民参加を：住民自治を議会から進める
  - ・具体的には議会による住民意見聴取とその反映：制度上は、公聴会、参考人、請願等を積極的に活用することが出発点
  - ・住民意見聴取など住民発言機会の確保：要求要望を聞くができるだけ広く聞く努力を
  - ・住民の専門性を活かす：住民参加型外部知見の導入、議会による参加型審議会の開催
  - ・日常的な住民との対話とその積み重ね：出前議会、出張議会、議会報告会、住民懇談会の実施、議会のパブリックコメントや世論調査で開かれた議会へ
- (ウ) 地方議会の将来を考える
- ・議会の政策提案機能の強化を：議会が議会として政策を検討する体制づくり、議員や会派が政策を考える基盤づくりを
  - ・相対的な議会人材の力量の向上を：議員一人ひとり専門性の向上、議会事務局職員の専門性向上、議員や会派の補助スタッフの専門性向上をめざす
  - ・議会基本条例制定どう考えるか：理念条例不要論と理念重視論、基本条例と実態条例、原則と義務付け：議会と議員への義務付け、執行機関の義務付け
  - ・議会基本条例制定に向けて：制定に意義があるという合意を作ることができるか、その上で、今後のそれぞれの議会のあり方にふさわしい内容を考えることができるか

## エ 姫路市議会の現状と今後の方策 [川西 忠信 氏]

### (ア) 議会基本条例について

#### ①姫路市議会議会基本条例制定について

- ・任意の協議会→議会基本条例制定特別委員会(H22. 7～H23. 3)  
⇒議会基本・倫理条例策定特別委員会(H23. 5～H24. 6)  
⇒平成 23 年 10 月制定

#### ②制定に際しての具体的な取り組みの検討

- ・一問一答方式／反問権（導入）  
⇒質問方式（一括方式、一問一答方式、複合方式）を導入
- ・議員間討議（導入）  
⇒自由討議を尊重しながら、合意形成に努める
- ・議会報告会（導入せず）

### (イ) 議会改革について

#### ①制定後の議会改革の取り組み

- ・議会運営委員会を中心に、必要に応じ「議会改革検討協議会」、「議会改革検討プロ

ジェクト」などの検討機関を設置

⇒政務活動費の閲覧制度の開始、陳情の見直し、スマートフォン等による本会議中継の開始等

②現在の取り組み状況

- ・質問のあり方、新たな予算決算審査のあり方、タブレットの導入などについての検討

(ウ) 議会基本条例、議会改革の状況の全体的な評価

①姫路市の「予算編成に対する会派要望」の取り組み

②評価と課題

- ・「質問のあり方」について勉強会などを開催し検証するも、一部の検証に留まり、全体的な検証を進めていくことが、今後の課題

(エ) 議会改革でとりわけ今後、重点を置くと考える分野

①本会議や委員会を市民に身近に感じてもらう

②予算決算審査のあり方の見直し

(オ) 注目している具体的な先進事例

①本会議や委員会を市民に身近に感じてもらう取り組み

- ・松本市の議会基本条例施策推進組織の取り組む事業（特に高校生との交流事業）

②予算決算審査のあり方の見直し

- ・豊田市の予算決算常任委員会での審議

\*姫路市の特徴（全局に渡る予算要望のヒアリング⇒市長へ）を活かした予算の審議へ

(オ) 議員提案の政策条例はどのような分野で広げていくべきか

①姫路市の議員提案条例

- ・姫路市議会基本条例

・姫路市日本酒の振興及び日本酒を活用した地域観光の促進による地域の活性化に関する条例

- ・姫路市手話言語条例

⇒普及・啓発等を目的とする条例が多い

②議員提案条例の今後について

- ・議会の政策能力が向上、充実⇒政策条例の議論が活発化

- ・市長部局で所管が決めにくい分野（新しい分野や複数関係する分野等）

- ・市長部局の政策では不足する分野

(3) 【課題討議】「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

コーディネーター：同志社大学大学院総合政策科学研究所政策学部教授 新川達郎氏

事例報告者：会津若松市議会議長 目黒章三郎 氏

四日市市議会議長 豊田 政典 氏

伊万里市議会前議長 盛 泰子 氏

ア 市民意見を起点とした政策サイクルとその成果について [目黒 章三郎 氏]

(ア) 「議会改革」＝議会活動活性化 “事始”

- ①議長選挙で「所信表明会」の実施
- ②請願・陳情者の意見陳述の確保
- ③「議員間討議」の導入
- ④タウンミーティング時の「市民の声」を政策化するための仕組みづくり
  - \*議会基本条例のあるなしに関わらずできることから

(イ) 議長選挙で「所信表明会」

- ①開かれた議会の第一歩（市民へ）
- ②進むべき方向性の認知・共有（議員間）
  - \*「所信」は文章化して配布（公約）
  - \*表明会では質疑も

（会津若松の例）

- ・所信表明 10 分以内、質疑 1 人 2 分以内
- ・野次や拍手は禁止。賛成・反対の演説なし

(ウ) 請願・陳情者の意見陳述の確保

- ①請願・陳情は市民からの政策提案＝市民が抱える懸案事項の解決策
- ②「市民の政治参加」「開かれた議会」の形
- ③直接“聴く”ことによる議員の理解

(エ) 議員間討議とは

- ①ある事柄について意見を述べ合うこと（執行部抜きで議員同士で議論）
- ②議員間討議の目的
  - ・論点・争点を明らかにする→どこまで合意できる、できないのか
  - ・合意→修正案・付帯意見が可能に“やむなし”（消極）賛成への対処
  - ・合意ならず→討論～表決へ

(オ) 市民の声の政策化

- ①市民との意見交換会～意見聴取
- ②広報広聴委員会～意見整理→問題発見→課題設定
- ③政策討論会～問題分析→政策立案

(カ) 成果（市民との意見交換会から）

[財政問題への懸念]

- ・財政調整基金が標準財政規模の 5 %弱だったものが、10%以上の 30 億円を超える状態に
- ・公共施設白書の作成と「長寿命化基金」が創設

[除排雪問題]

- ・除排雪予算の増額と一部私道除雪の実施

[湊町上水道未整備地区問題]

- ・5 年間で整備する計画を策定し予算化

[鶴ヶ城近隣移転計画]

- ・市は計画を見直し、現在地に建て替え

[越前市営団地の建て替え]

- ・コミュニティーに配慮した集会所の位置や道路計上の変更

(キ) 成果（採択された請願・陳情から）

[請願]

- ・市施設警備委託料の最低制限価格の増額見直し
- ・会津清酒の普及促進に関する（乾杯）条例の制定

[陳情]

- ・公設地方卸売市場の使用料が4分の3に引き下げ
- ・飯盛山の公衆トイレ改修に高率の補助金
- ・西若松駅東口への公衆トイレの設置
- ・若者が利用できるフリースペースが西若松駅西口に
- ・木造住宅耐震改修支援補助金が創設

イ 議会基本条例制定への想い ～議会のあるべき姿の実現に向けて [豊田 政典 氏]

(ア) 基本方針の三本柱

[市民との情報共有]

- ①議会報告会の開催
- ②議長定例記者会見
- ③常任委員会等のインターネット中継の開始

[市民参加の推進]

- ①参考人制度の活用
- ②市議会モニター制度
- ③請願趣旨の聴取

[議員間討議及び政策提案]

- ①議員政策研究会
- ②政策提言「補助金調査について」など
- ③議員研修

(イ) 議会基本条例に基づく特徴的な内容

- ①通年議会
  - ・定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする
- ②反問権
  - ・議員の質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反論することができる。  
また、反問には、対案の提示を求める反論も含まれる
- ③専門的知見の活用
  - ・学識経験者等の専門的な知識を有する人に、調査を依頼し、議案の審査や議会が行う討議に反映させる
- ④文書質問
  - ・市政に対して文書による質問を行うことができる

(ウ) 四日市市議会の特徴的な取り組み

- ①市議会モニター制度
  - ・市議会の運営に関し、市民からの要望、提言その他意見を広く聴取し、市議会の運営に反映させる（平成29年度 推薦39名、公募2名）
- ②議員政策研究会
  - ・全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政の課題に対して共通認識を図り、政策

## 立案機能の向上に資する

### ③各定例月議会における議案に対する意見募集

- ・各定例月議会の議案から、市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業を選び、市民に情報提供して意見をいただき、委員会の審査の参考とする

### ④常任委員会の年間白書

- ・年度ごとの委員会構成、委員会開催状況（事項書・審査順序）、所管事務調査報告書、行政視察報告書をまとめ、ホームページへの掲載や議会図書室に配架

### ⑤常任委員会での調査テーマの市民提案募集

- ・各委員会における所管事務調査事項決定の参考とするために、市民の方からの調査テーマの提案を実施

### ⑥④常任委員会による報告・質疑

- ・各常任委員会ごとに、1年間で実施した所管事務調査の内容やその他、各常任委員会において報告が必要と判断した内容を全議員に報告し質疑を実施

### ⑦大型スクリーン・採決システムの導入

- ・本会議場に、議員の質問資料や採決の結果を表示し、傍聴者に分かりやすく伝えるために大型スクリーンと採決システムを導入

### ⑧会議用システムの導入

- ・タブレット端末を活用したペーパレス化をさらに推進するため、会議用システムを導入

## (エ) 今後実施する取り組み

### ①市民意識アンケート調査

- ・市議会だよりへアンケートを折り込んで全世帯に配布

### ②高校生アンケート

- ・県内の北勢地区の高等学校へ協力を依頼

### ③市制 120 周年記念 シティ・ミーティング～これでええんか！？四日市市議会

- ・一般市民、高校生との意見交換会を実施

### ④広報戦略の見直し（広報広聴委員会）

- ・市議会だよりの見直しから進める予定

### ⑤外部有識者を招いた議員研修会

- ・平成 29 年度、11 月と 12 月、3 月の 3 回実施する予定

### ⑥議会基本条例の検証

- ・現在、来年度実施の方向で提案している

## ウ 議会基本条例を通して、地方自治を考える [盛 泰子 氏]

### (ア) 1993 年（平成 5 年）「秘事口伝」の世界へ

\*30 人中 22 人が入れ替わった補欠選挙

\*「作法」が分からぬ ⇒ 傍聴経験から、一般質問はクリア

\*議場には「革新系」の先輩議員だけ ⇒ 発言を抑えられる事がない幸せ

### (イ) 衝撃を受けた言葉①・・・(片山善博さん)

- ・「執行部に対して矢のように改革を突きつけるのに、自分達の改革は二の次…」というようなダブルスタンダードを続けているようでは、議会は絶対に信頼されない

(ウ) 衝撃を受けた言葉②・・・(浅野史郎さん)

- ・「明日あなたの自治体が無くなる」と聞いたら、「それは困る」と答える人が殆どだと思うが、「あなたの自治体の議会が無くなる」と聞いて「それは困る」と言う人がどれだけいるだろうか?

(エ) 衝撃を受けた言葉③・・・(野村 稔さん)

- ・「古いものを見たければ、博物館か議会へ行け!」と言われないように、不斷の改革や努力を!!

(オ) 衝撃を受けた言葉④・・・(逢坂誠二さん)

- ・「民主主義の発展を阻害する要因」の一つに、「議論を悪とする慣習」がある

(カ) 基本条例制定以前からの改革例

- ・委員会報告後の委員長や議会議案等提出者は執行部側席に座り、対面で質疑を受ける⇒超緊張するが、ある意味快感!

(キ) 2016年選挙後くじ引きで、議長に

- ・「二度と削減を突きつけられない議会」を創ることが、私のミッション  
⇒所信表明で2つの約束

①「学ぶ」:研修の場づくり

○議会(議長)には骨格予算がない

→予算の補正による議会費増は、ほぼ不可能

⇒議長の裁量で予算を工面

- ・議長自身の政務活動費の活用

- ・局長の随行を可能な限り減らす

★車の両輪である議会事務局職員も含めた「学びの場」をつくる

⇒講師を伊万里へ招聘し、会費制で

★(近隣)自治体議員へも呼び掛けて

～政務活動費のない市議会や町議会の議員から喜ばれた～

◎2年間で11回実施

・「議会基本条例の効果と課題」 三谷哲央(三重県議)

・「議会改革について」 目黒章三郎(会津若松市議長)

・「今、地方議会に求められるもの」 江藤俊昭、広瀬克哉(山梨学院大、法政大教授)

・「議会改革の歩みと展望」 奴間健司(古賀市議)

・「地方議会改革の源流・栗山町議会基本条例を考える」

中尾 修(元栗山町議会事務局長)

・高沖秀宣 議会事務局研究会共同代表

・川本達志 元廿日市市副市長(2回)

・日野稔邦 佐賀県庁職員

・奥山高起 和泉市職員

・稻田繁生 敬徳学園理事長

②「伝える」:定例記者会見

○定例会終了後、正副議長で実施

⇒ケーブルテレビで全てを放映

- ・記者会見は、首長だけの専権事項ではない

- ・議長が「議会の今」を語ることによって、市民に少しでも身近な存在になるように

(ク) 議会基本条例（2017年3月制定）

- ・栗山町議会制定後、議論はあったが具体化せず
- ・議長選の所信表明で「制定をめざす！」と宣言
- ・議長を除く23名で特別委員会を作り、各会派からのメンバーで構成する作業部会で案を作成

(ケ) 議会基本条例を通して地方自治を考える

- ・二元代表制であることの「確認」
- ・定期的な見直しで、条例を育てる
- ・「塊」としての議会
- ・改革を後戻りさせない、市民との約束

(コ) 提案

- ・市議会議長会主催の研修会をブロック等で開催できないか

-以上-